○農産物検査に関する事務処理要領（平成 28 年４月１日付け 28 農産第 289 号愛媛県農林水産部長通知）の一部改正

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td colspan="2">農産物検査に関する事務処理要領

Ⅰ～Ⅳ　（略）

別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル
（略）

様式第１号～様式第 10 号　（略）

様式例第１号</td></tr>
<tr><td>農産物検査業務規程記載事項（例）</td><td>作成のポイント</td></tr>
<tr><td>農産物検査業務規程

（登録検査機関名）

第１章～第３章　（略）

第４章　農産物検査の業務の実施

第 11 条～第 18 条　（略）

（農産物検査の請求の受理）
第 19 条　（略）</td><td>（農産物検査の結果の通知等）
農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式を定めること。
また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。
なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。
(1)　請求者氏名及び住所
(2)　検査結果別数量
(3)　格付理由又は穀粒判別器や電気式穀粒計での測定結果</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">農産物検査に関する事務処理要領

Ⅰ～Ⅳ　（略）

別紙１　地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル
（略）

様式第１号～様式第 10 号　（略）

様式例第１号</td></tr>
<tr><td>農産物検査業務規程記載事項（例）</td><td>作成のポイント</td></tr>
<tr><td>農産物検査業務規程

（登録検査機関名）

第１章～第３章　（略）

第４章　農産物検査の業務の実施

第 11 条　（略）

（農産物検査の請求の受理）
第 19 条　（略）</td><td>（農産物検査の結果の通知等）
農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式を定めること。
また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。
なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。
(1)　請求者氏名及び住所
(2)　検査結果別数量
(3)　格付理由
(4)　検査年月日</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	(4)　検査年月日
第５章　検査手数料等	
（検査手数料） 第21条　（略）	（検査手数料） １　検査手数料が、農産物検査に係る実費を適切に反映したものであること。 ２　特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。 ３　成分検査の手数料については項目ごとの１件当たりの単価とし、品位等検査と同時に受検する場合と品位等検査と別に受検する場合の手数料をそれぞれ設定することができる。 ４　単純な算定方法以外の算定方法を用いて検査手数料の額を決定する場合、その算定方法を記載すること。
第22条～第23条　（略）	
第６章～第７章　（略）	
別記様式　（略）	

様式例第２号　（略）

別紙２　地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

（略）

別紙３　農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

（略）

別紙４　農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第５章　検査手数料等	
（検査手数料） 第21条　（略）	（検査手数料） １　検査手数料が、農産物検査に係る実費を適切に反映したものであること。 ２　特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。 ３　単純な算定方法以外の算定方法を用いて検査手数料の額を決定する場合、その算定方法を記載すること。
第22条～第23条　（略）	
第６章～第７章　（略）	
別記様式　（略）	

様式例第２号　（略）

別紙２　地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

（略）

別紙３　農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

（略）

別紙４　農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第１～第４　（略）
別表　（略）
様式第１号

様式第１号

番　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	特　上	特　等	１　等（合格）	２　等	３　等（等外）	規格外（等外上）	備　考

（注）１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第６条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第９条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
２　農産物検査法施行規則（昭和28年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
３　大豆の検査結果にあっては、各年５月１日から翌年４月末日までの累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
４　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
５　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第１－２号

様式第１-２号

番　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果											
							容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	破砕	着色粒	異種穀粒		異物		
														基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超

（注）１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。
２　「農産物の種類」の欄には、「水稲うるち玄米」と記載すること。
なお、農産物検査法施行規則（昭和28年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
３　品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年２月28日農林水産省告示第244号）第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。
４　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

第１～第４　（略）
別表　（略）
様式第１号

様式第１号

番　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	特　上	特　等	１　等（合格）	２　等	３　等（等外）	規格外（等外上）	備　考

（注）１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第６条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第９条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
２　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
３　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第１－２号

様式第１-２号

番　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果											
							容積重	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	破砕	着色粒	異種穀粒		異物		
														基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超

（注）１　「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第３条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第５条第１項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。
２　「農産物の種類」の欄には、「水稲うるち玄米」と記載すること。
なお、農産物検査法施行規則（昭和28年農林省令第32号）第１条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあっては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
３　品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年２月28日農林水産省告示第244号）第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。
４　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第３号　（略）
様式第４号

様式第４号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検査数量	形　質	水分過多	検害粒										未熟粒	異種穀粒	異　物
						計	病害粒	虫害粒	変質粒	破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他			

（注）１　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。
２　各年５月１日から翌年４月末日までの累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。

様式第５号

様式第５号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	銘　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	１　等（合　格）	２　等	３　等（等　外）	規格外（等外上）	備　考

（注）１　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
２　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。
３　そばについては各年５月１日から翌年４月末日までの累計、その他（小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉）については会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
４　そばの検査数量の記載は0.5kg単位とすること。

様式第６号～第７号　（略）

様式第３号　（略）
様式第４号

様式第４号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	等　級	検査数量	形　質	水分過多	検害粒										未熟粒	異種穀粒	異　物
						計	病害粒	虫害粒	変質粒	破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他			

（注）１　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第５号

様式第５号

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（　年　月　日現在累計）

生産年度

（単位：kg）

都道府県名	農産物の種類	銘　柄	荷造り及び包装	量　目	検査総数量	１　等（合　格）	２　等	３　等（等　外）	規格外（等外上）	備　考

（注）１　検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
２　都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。
３　そばの検査数量の記載は0.5kg単位とすること。

様式第６号～第７号　（略）